

電子割引券発行による中小規模事業者支援事業業務委託に係るプロポーザル 質問一覧

No	質問箇所	質問	回答	回答日
1	仕様書 P.1	同一店舗での利用は仕様書 P1 で定められている割引実施期間中において1回までなどの回数制限を設ける予定はありますでしょうか。	1週間の利用期間内に、同一店舗で利用できる電子割引券は2枚までとしますが、1月15日から2月25日の割引実施期間内の同一店舗の利用回数に制限は設けません。	9月5日
2	審査・選定方法 プレゼンテーションの 時間	9月14日（木）に実施いただく審査委員会の具体的なプレゼンテーション時間は定まっておりますでしょうか。何時から何時までの間で実施予定など、お伺いさせていただくスケジュールを調整させていただくために必要な情報をご提示いただきたく存じます。	9月14日（木）のプレゼンテーションは午前10時から12時に開催する予定です。詳しい時間、集合場所などは提出書類の受理後に参加申込者に通知いたします。	9月5日
3	仕様書	「電子割引券の取得」の定義は、「参加しているユーザーは毎週、自動的に電子割引券が取得できる」もしくは、「利用前にあらかじめ自分自身で、どの電子割引券を利用するかを選択して、取得し、取得した電子割引券しか利用できない」のどちらが今回の仕様になりますか？	利用前にあらかじめ自分自身で取得していただきます。割引券は「500円割引券×4枚」のみですので、選択するわけではありません。	9月5日
4		・電子割引券を2枚取得している場合、必ず2枚を利用して2,000円以上のお会計で利用する必要がありますでしょうか。	電子割引券の取得は「500円割引券×4枚」で、2枚利用する場合は2,000円以上の会計で利用する必要があります。利用に際しては1,000円以上で1枚利用するか2,000円以上で2枚利用するかは自由です。	9月5日
5		・電子割引券を2枚取得しており、1枚目は利用していない場合、1枚目は利用期間が過ぎているため、1枚目単体での利用は不可能という認識でよろしいでしょうか。	1週間毎に500円割引券×4枚を取得でき、その1週間で4枚を利用しなかった場合、利用しなかった割引券は期限が過ぎているため利用できません。次週以降に500円割引券×4枚を新たに取得し、その週内で利用していただきます。	9月5日
6		・電子割引券を2枚取得しており、1枚目は既に利用済み、2枚目は未利用の場合、2枚目は1,000円以上の会計で利用可能でしょうか。	1,000円以上の会計で500円割引券を1枚利用できるので、可能です。	9月5日
7	仕様書 P3(3)のシステムの構築及び電子割引券の発行等⑦について	・電子割引券を2枚取得しており、1枚目・2枚目が未利用で3週目に入った場合、1枚目と2枚目の電子割引券が利用期間外になるため、どちらも単体での利用はできず、2枚利用での利用もできないという仕様でよろしいでしょうか。	1週目 発行日に①500円割引券×4枚を取得でき、1週間の利用期間で利用する。利用しなかった割引券（割引額）分は原資に戻り次週に取得できるようにする。 2週目～5週目まで繰り返し（利用済み及び取得額が予算を越えない限り） 6週目 発行日に⑥500円割引券×4枚を取得でき、1週間の利用期間で利用する。利用されなかった割引券（割引額）は事業の予算残額となる。	9月5日
8		・「利用期間中」というのは、第1週目～最大第6週目の全期間でよろしいでしょうか。	利用期間中とは第1週目～第6週目までの各発行日からの1週間のことを言います。	9月5日
9	仕様書 P3(3)のシステムの構築及び電子割引券の発行等⑥について	『発行額』は「エンドユーザーが利用する電子割引券の見込利用額」という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。	9月5日
10	仕様書 P4（4）登録店対応	取扱店舗の募集は市側で行う認識でよろしいでしょうか。またどのような方法で行いますか。	取扱店舗の募集は市側で行います。方法については、お店から参加申込書を提出していただき、審査をして登録する方法を考えております。	9月5日